

2010年7月度の相談の状況について

会社の遠隔雇用管理で労働者を使い捨て

1. 労働相談の概況

(1) 相談者数・相談項目数について

資料-1 「10年7月 相談者数（雇用形態・男女別、業種別）、処理内容」
7月の相談者数は70人、相談項目数は138件で、相談者は5月以降、70人台で減少が続き、相談項目数は140件前後で推移しています。1人当たり相談項目数は前月と同じ1.95件でした。前年同月は相談者、相談件数が40%以上減少しましたが、今年は緩やかに減少しています。

【第1表】 【相談者数、相談件数、一人当たり相談件数の推移】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
今年	相談者数	49	87	105	105	75	73	70
	相談件数	85	152	169	222	133	144	138
	1人当たり件数	1.73	1.75	1.61	2.11	1.77	1.97	1.97
09年	相談者数	108	153	100	96	79	98	53
	相談件数	172	257	171	189	148	155	87

(2) 男女別、雇用形態別相談者数について

資料-2 「2010年 雇用形態別相談者数月別集計、同相談件数月別集計」
男女別相談者数は男性33人、女性37人で、前月より男性2人、女性1人が減少し、前月に続いて女性相談者が男性を約6割上回りました。

雇用形態別では「社員」26人(37.1%)、「社員外(契約社員、パートタイマー、臨時・アルバイト、嘱託、季節、派遣)」41人(58.6%)、「不明その他」3人(4.3%)となり、前月に比べて社員11人減、社員外7人増(パートタイマー12人増、臨時・アルバイト5人減など)、不明・その他1人増となりました。社員外相談者のうち70%はパートタイマーで、相談者全体の78.5%を社員とパートタイマーが占めています。

(3) 業種別相談者数について

資料-3 「2010年 業種別相談者数月別集計、同相談件数月別集計」
① 相談者は12業種と「分類不能・その他」に分布しており、「卸・小売業、飲食店」12人、「その他サービス業」11人、「医療福祉・医薬品業」「商品斡旋・リース業」各9人の4業種が上位を占めました。このうち上位2業種の相談者は前月より減少しましたが、他2業種の相談者は前月の3倍に増加しました。

その他業種の相談者は「分類不能・その他」の7人を除きいずれも4人以下でした。

【第2表】 【主な業種別および雇用形態別相談者分布】 (人)

	社員		パート		その他		合計			対前月
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	合計	
卸・小売業・飲食店	2	0	2	5	1	2	5	7	12	-8
その他サービス業	3	3	0	2	1	2	4	7	11	-6
医療福祉・医薬品業	2	3	0	3	0	1	2	7	9	+6
商品斡旋・リース業	2	0	1	5	0	1	3	6	9	+6
その他9業種	11	0	2	9	6	1	19	10	29	-1
全業種合計	20	6	5	24	8	7	33	37	70	-3

- ② 上位4業種の雇用形態別相談者は、第2表のとおり大部分が社員とパートタイマーであり、4業種以外の社員男性相談者11人は4人が「陸運・倉庫業」、3人が「交通業」に、また、パートタイマー女性相談者9人は「分類不能・その他」に5人が分布しています。

(4) 相談内容について

資料-4 「2010年7月 相談件数(男女雇用形態別・相談内容別)」
 資料-5 「2010年7月 相談件数(業種別・相談内容別)」
 資料-6 「2010年 相談項目別相談件数 月別集計」

- ① 相談件数138件の70%余りが賃金関係(31件)、労働契約関係(24件)、労働時間関係(22件)、雇用関係(21件)などに分布しており、個別相談項目では「雇用契約」「解雇等」「有給休暇」「不払残業」「賃金未払」が上位を占めています。

第3表は、上位相談項目別相談件数の主な雇用形態別、業種別分布状況を示しています。

(第3表) 【主要相談項目の主な雇用形態別・業種別相談件数】 (人)

雇用形態 業種	社員		パート		他形態		全相談件数			その 他 ビ ス 業	商 品 幹 旋 ・ 業	卸 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	医 療 ・ 医 薬 品 業 ・ 福 祉	そ の 他 業 種
	男	女	男	女	男	女	男性	女性	合計					
相談項目	性	性	性	性	性	性								
雇用契約	3	2	2	7		1	5	10	15	1	2	3	3	6
解雇等	3	1	3	3	1	3	7	7	14	3	4	2	1	4
有給休暇	2		1	7	1		4	7	11	2		3		6
不払残業	5	2		1	2		7	3	10	2	2		1	5
賃金未払	2	1	1	2	2	1	5	4	9	1	3	2	2	1
他項目	28	9	5	26	3	8	36	43	79	17	14	8	11	29
合計	43	15	12	46	9	13	64	74	138	26	25	18	18	51

(注) 相談項目の表記は簡単化したものであり、「雇用契約」には「就業規則」、「解雇等」には「退職強要・契約打ち切り」、「不払残業」には「割増賃金」がそれぞれ含まれるほか、「賃金未払」は「月例賃金未払・控除」である。

- ② 雇用形態別では相談数の大部分を相談者の多い社員とパートタイマーが占めていますが、男女別の傾向は、「就業規則・雇用契約」「年次有給休暇」の相談はパートタイマーなどの女性、「不払残業・割増賃金」の相談は社員などの男性が多く、「解雇・退職強要・契約打ち切り」と「月例賃金未払・控除」の相談は男女が拮抗しています。

- ③ 業種別では、「その他サービス業」「商品幹旋・リース業」「卸・小売業、飲食店」「医療福祉・医薬品業」の4業種と「分類不能・その他」の相談件数が2桁となりました。この4業種における上位5項目の相談は第3表のとおり分布しています。

各業種で相談件数が3件以上の相談項目は、「その他サービス業」では「解雇等」、「商品幹旋・リース業」では「解雇等」と「賃金未払」、「卸・小売業、飲食店」では「雇用契約」と「有給休暇」、「医療・福祉・医薬品業」では「雇用契約」となっています。

- ③ 相談数が増加傾向にあるパワハラと適応障害(うつ病)に関する「嫌がらせ・パワハラ」「安全衛生」「労務管理」の相談が各6~7件あり、雇用形態別では社員とパートタイマー、業種別では「その他サービス業」「卸・小売業、飲食店」に過半数が分布しています。

(5) 違法状況について

資料-7 「2010年7月 違法件数(雇用形態別・相談項目別)」
 資料-8 「2010年7月 違法件数(業種別・相談項目別)」

- ① 136件の相談で、内容が違法な相談は71件あり、違法率は前月より2.8ポイント少ない51.4%となりました。違法件数は全28相談項目中21項目に分布しています。

違法率は「不払残業・割増賃金」「長時間労働」など4項目で100%となり、上位5相談項目では「解雇等」を除く4項目で平均を上回りました。また、雇用形態別では社員が60.3%を記録した他はいずれも平均を下回り、相談件数の上位4業種では「医療・福祉・医薬品業」を除く3業種で平均を大きく上回りました。

(第3表) 【主な相談項目と雇用形態別・業種別違法率】 (%)

雇用形態 業種	社 員		パート		平均違法率			その 他 ビ ス 業	商 品 幹 旋 ・ リ ー ス 業	卸 ・ 小 飲 食 業 店	医 療 ・ 医 薬 品 業 福 祉 業
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	合計				
雇用契約	66.7	100		42.9	33.3	66.7	53.3	100	100	100	
解雇等	66.7	100	66.7		57.1	28.6	42.9	33.3	25.0	50.0	
有給休暇	100			71.4	50.0	71.4	63.6			100	
不払残業	100	100		100	100	100	100	100	100		100
賃金未払	50.0	100	100	100	60.0	100	78.0	100	100	50.0	50.0
平 均	53.5	80.0	33.3	47.8	46.9	55.4	51.4	73.1	56.0	61.1	28.6

2. 7月の雇用情勢

- (1) 7月の相談傾向は、相談者数、相談件数とも前月より減少しましたが、パートタイマーの相談者が前月より50%以上増加し、業種別では「医療福祉・医薬品業」「商品幹旋・リース業」の相談者が前月の3倍に増加するなど、特異な変化が生じました。

相談件数も前月より減少しましたが、「不払残業」「月例賃金不払」は前月なみ、「解雇等」は増加し、相談数は少ないものの「安全衛生」の相談件数はパートタイマーの女性と「その他サービス業」を中心に今年最多となりました。職場の苛めやパワハラが適応障害の労働者を生み、労働安全衛生法上の配慮義務が問われるケースが確実に増加しています。

- (2) 近年、雇用拡大の目玉としてコールセンター事業の誘致活動が行われ、札幌市内を中心に急激にこの事業が拡大していることにより、「商品幹旋・リース業」の相談者が前月の3倍に増え、相談件数は今年最多となって上位相談業種に加わりました。

主な相談内容は、賃金、労働契約、解雇問題などで、会社は労働者に契約書を交付せず、職場で厳しく業務が管理される労働者でありながら、一方的に労働基準法外の「業務委託者」であるとして強権を行使することにより発生しています。このような会社の多くは道外にあり、職場の管理者も本社からのメールによる指示で労働者を管理するに過ぎず、権限も能力もないことが問題解決を困難にし、労働者は結局使い棄てられることになり、組織的、法律的な取り組みが求められます。

資料-1 「10年7月 相談者数（雇用形態・男女別、業種別）、処理内容」

資料-2 「2010年 雇用形態別相談者数月別集計、同相談件数月別集計」

資料-3 「2010年 業種別相談者数月別集計、同相談件数月別集計」

資料-4 「2010年7月 相談件数（男女雇用形態別・相談内容別）」

資料-5 「2010年7月 相談件数（業種別・相談内容別）」

資料-6 「2010年 相談項目別相談件数 月別集計」

資料-7 「2010年7月 違法件数（雇用形態別・相談項目別）」

資料-8 「2010年7月 違法件数（業種別・相談項目別）」